

令和7年度 健康教育・食育行政担当者連絡協議会 学校における食育の推進

文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 食育調査官 山上 望



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

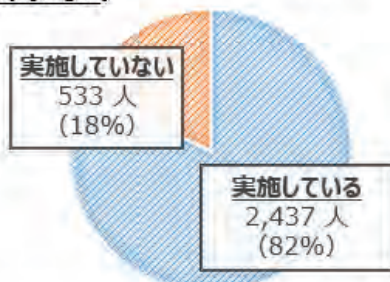
1

食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

- ◇ 調査対象 : 全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）
- ◇ 調査内容 : 所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数 : 2,973人（有効回答数）

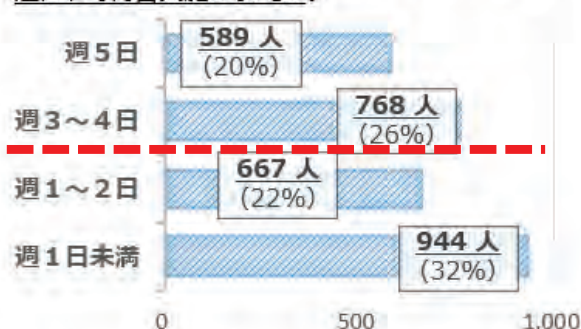
Q1 校内推進体制の整備について

…校内推進体制を整備し、食に関する指導の全体計画に基づいて取組を進めているか。



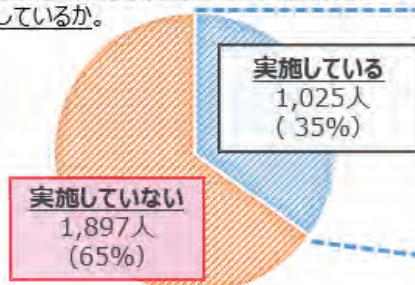
Q2 給食指導の実施状況について

…給食の時間において、児童生徒に対する直接指導を週に平均何日実施しているか。

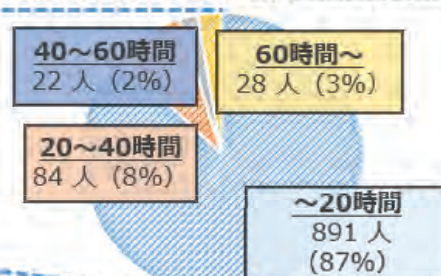


Q3 個別的な相談指導の実施状況について

…特定の児童生徒の健康課題の改善を目的とした個別的な相談指導を実施しているか。



（「実施している」と回答した者） 年間に何時間実施しているか。



2

- 1 推進（食育）組織がある
- 2 全体計画を先生方が認識している
- 3 全体計画に基づいた実践

食育の推進

児童生徒の食に関わる資質・能力の育成が期待される



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3

学年段階別に整理した資質・能力（例）

学年	①食事の重要性	②心身の健康	③食品を選択する能力	④感謝の心	⑤社会性	⑥食文化						
低学年	○食べ物に興味・関心をもち、楽しく食事ができる。	○好き嫌いせず、食事をすることの大切さを知ることができる。 ○正しい手洗い、良い姿勢でよく噛んで食べることができる。	○衛生面に気を付けて食事を準備や後片付けができる。 ○いろいろな食べ物や料理の名前が分かる。	○動物や植物を食べて生きていることが分かる。 ○食事のあいさつの大切さが分かる。	○正しいはしの使い方や食器の並べ方が分かる。 ○協力して食事の準備や後片付けができる。	○自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物や、季節や行事にちなんだ料理があることが分かる。	高学年	○日常の食事に興味・関心をもち、朝食を含め3食規則正しく食事をとることの大切さが分かる。	○栄養のバランスのとれた食事の大切さが理解できる。 ○食品をバランスよく組み合わせ、献立を立てることができる。	○食品の安全に関心をもち、衛生面に気を付けて、簡単な調理をすることができる。 ○体に必要な栄養素の種類と働きが分かる。	○食事にかかわる多くの人々や自然の恵みに感謝し、残さず食べようとするができる。 ○残さず食べたり、無駄なく調理したりしようとするができる。	○マナーを考え、会話をしながら気持ちよく食事をすることができる。 ○日本の伝統的な食文化や食に関わる歴史等に興味・関心をもつことができる。
	○日常の食事に興味・関心をもち、楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことが分かる。	○健康に過ごすことを意識して、様々な食べ物を好き嫌いせず、3食規則正しく食べようとするができる。	○食品の安全・衛生の大切さが分かる。 ○衛生的に食事の準備や後片付けができる。	○食事が多くの人々の苦勞や努力を支えていることや自然の恵みの上に成り立っていることが理解できる。 ○資源の有効利用について考える。	○協力したりマナーを考えたりすることが相手や思いやりにつながることを理解し、実践することができる。 ○地域の伝統や気候風土と深く結びつき、先人によって培われてきた多様な食文化があることが分かる。	○日常の食事が地域の農林水産物と関連していることが理解できる。 ○地域の伝統や気候風土と深く結びつき、先人によって培われてきた多様な食文化があることが分かる。	中学校	○日常の食事に興味・関心をもち、食環境と自分の食生活との関わりを理解できる。	○自らの健康を保持増進しようとし、自ら献立をたて調理することができる。 ○自分の食生活を見つめ直し、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解できる。	○食品に含まれている栄養素や働きが分かり、品質を見分け、適切な選択ができる。	○生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理することができる。 ○環境や資源に配慮した食生活を実践しようとするができる。	○食事を通してより良い人間関係を構築できるよう工夫することができる。 ○諸外国や日本の風土、食文化を理解し、自分の食生活は他の地域や諸外国とも深く結びついていることが分かる。

食に関する指導の手引-第二次改訂版-

児童生徒の食に関する実態等をふまえ、何が課題かを見極め、児童生徒に必要な資質・能力の育成につながる取組が重要!!



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4

今日の内容

- 1 学校における食育の必要性について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 食育推進組織について
- 4 食に関する指導の全体計画について
- 5 食に関する指導について
- 6 評価について



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

5

今日の内容

- 1 学校における食育の必要性について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 食育推進組織について
- 4 食に関する指導の全体計画について
- 5 食に関する指導について
- 6 評価について



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

6

Ⅰ 学校における食育の必要性について

食に関する問題は、言うまでもなく となっ
て担うものです。家族一緒の食事は、家庭教育の第一
歩であるとともに、大切な家族のコミュニケーションや
しつけの場でもある。他方、核家族化の進展、共働きの
増加などの 社会環境の変化 や外食や調理済み食
品の利用の増加などの食品流通の変化等を背景とし
て、食生活の在り様も大きく変化 しつつあり、保護者
が子供の食生活を十分に把握し、管理していくことが
困難になってきていることも現実です。



食に関する指導の手引-第二次改訂版-



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

7

Ⅰ 学校における食育の必要性について

〈子供に対する食生活の乱れや健康に関する懸念事項〉

- ・偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ
- ・肥満や過度のやせ
- ・アレルギー等の疾患への対応
- ・増加しつつある生活習慣病と食生活の関係など



この状況を踏まえると・・・

食に関する指導の手引-第二次改訂版-



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

8

Ⅰ 学校における食育の必要性について

子供に対する食育は家庭を中心としつつ、学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。栄養教諭が中核となり食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、次代を担う子供の食環境の改善に努めることが必要です。

子供に望ましい食習慣を身に付けさせることは、
であるという視点も忘れてはなりません。

食に関する指導の手引-第二次改訂版-



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

9

Ⅰ 学校における食育の必要性について

〈成長期の子供への食育〉

- ・健康な心身を育むために欠かせないもの
- ・将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもの



生涯にわたって健やかに生きるための基礎
を培う大切な時期

食に関する指導の手引-第二次改訂版-

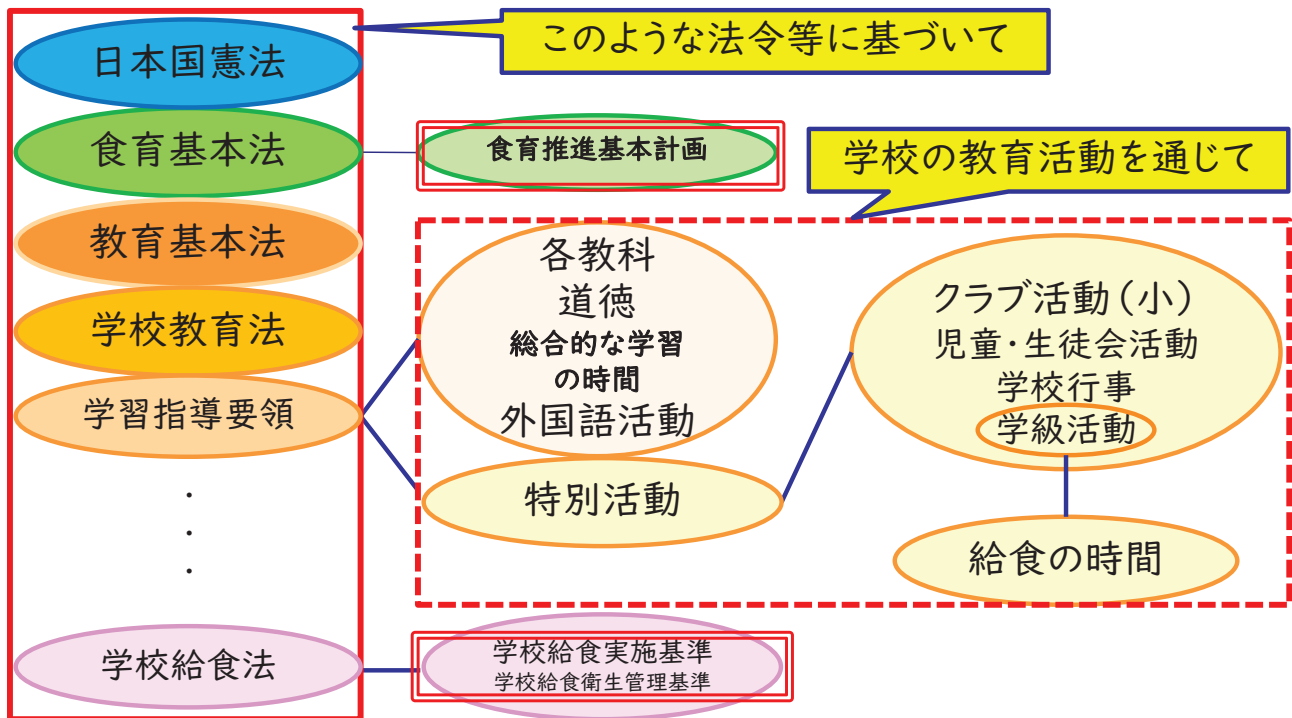


MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

10

Ⅰ 学校における食育の必要性について



Ⅰ 学校における食育の必要性について

我々が子どもたちに伝えたいこと



Ⅰ 学校における食育の必要性について

食の自己管理能力の育成

- 栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく力
- 食品の品質や安全性について、正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる力

今日の内容

- Ⅰ 学校における食育の必要性について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 食育推進組織について
- 4 食に関する指導の全体計画について
- 5 食に関する指導について
- 6 評価について

2 食育に関わる法令等について

食育基本法

食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために成立。

○食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。

○「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。

○食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年、令和3年)5年計画 ⇒ 令和8年

○地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成。

2 食育に関わる法令等について

第4次食育推進基本計画

基本的な方針(重点事項)

国民の健康の視点

<重点事項>

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

社会・環境・文化の視点

<重点事項>

持続可能な食を支える食育の推進

連携

横断的な視点

<横断的な重点事項>

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

2 食育に関わる法令等について

第4次食育推進基本計画

【学校、保育所等における食育の推進】

○栄養教諭の一層の配置促進

○学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

(1) 現状と今後の方向性

(2) 取り組むべき施策

(食に関する指導の充実)

(学校給食の充実)

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

(就学前の子供に対する食育の推進)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

17

2 食育に関わる法令等について

第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標	具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす	① 食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす	③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす	④ 朝食を欠食する子供の割合	4.6%※	0%
	⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組を増やす	⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回※	月12回以上
	⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
	⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす	⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
	⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
	⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g※	8g以下
	⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g※	350g以上
	⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%※	30%以下

(注) 学校給食における使用食材の割合(金額ベース、令和元年度)の全国平均は、地場産物52.7%、国産食材87%となっている。

目標	具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減量等に気づけた食生活を実践する国民を増やす	⑭ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減量等に気づけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす	⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	⑯ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人※	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす	⑰ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⑱ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⑲ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす	⑳ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%※	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えていく国民を増やす	㉑ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えていく国民の割合	50.4%	55%以上
	㉒ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす	㉓ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす	㉔ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%※	100%

※は令和元年度の数値



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

18

2 食育に関わる法令等について

目 標

	令和7年度	(参考)令和5年度
学校給食における地場産物を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	<u>90%以上</u> (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
学校給食における国産食材を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	<u>90%以上</u> (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の 平均取組回数 ※2	<u>月12回以上</u>	12.37回

※1 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況の全国平均は、地場産物55.4%、国産食材88.6%
(学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査)
調査対象時期:令和5年6月及び11月の第3週の5日間

※2 学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回数の計
(地場産物を活用した食に関する指導の取組状況調査)

2 食育に関わる法令等について

目 標

	令和7年度	(参考)令和5年度
学校給食における地場産物を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	<u>90%以上</u> (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
学校給食における国産食材を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	<u>90%以上</u> (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の 平均取組回数 ※2	<u>月12回以上</u>	12.37回

活動指標

※1 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況の全国平均は、地場産物55.4%、国産食材88.6%
(学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査)
調査対象時期:令和5年6月及び11月の第3週の5日間

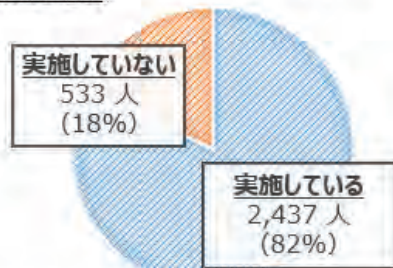
※2 学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回数の計
(地場産物を活用した食に関する指導の取組状況調査)

食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

- ◇ 調査対象 : 全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）
- ◇ 調査内容 : 所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数 : 2,973人（有効回答数）

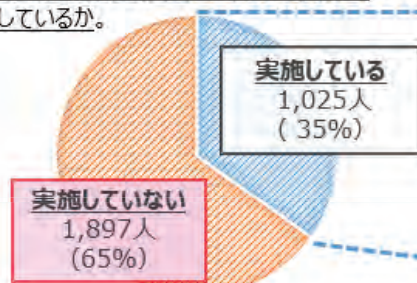
Q1 校内推進体制の整備について

…校内推進体制を整備し、食に関する指導の全体計画に基づいて取組を進めているか。



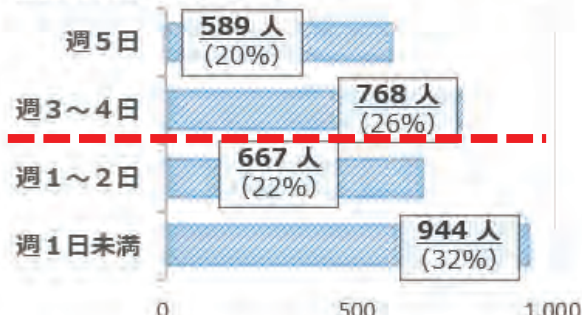
Q3 個別的な相談指導の実施状況について

…特定の児童生徒の健康課題の改善を目的とした個別的な相談指導を実施しているか。

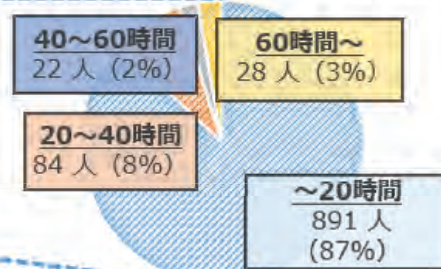


Q2 給食指導の実施状況について

…給食の時間において、児童生徒に対する直接指導を週に平均何日実施しているか。



（「実施している」と回答した者）年間に何時間実施しているか。



2 食育に関わる法令等について

目 標

	令和7年度	(参考)令和5年度
学校給食における地場産物を使用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
学校給食における国産食材を使用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数 ※2	月12回以上	12.37回

成果指標

…食に関する指導（給食の時間）の回数
（学校給食における地場産物・国産食材の活用）
調査対象時期：令和5年6月及び11月の第3週の5日間

活動指標

※2 学
校

活動（取組）によって児童生徒にどのような力（資質・能力）が身に付いたのかが重要!!



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2 食育に関わる法令等について

学校給食法

昭和29年制定。

学校給食の根拠法。

平成20年1月 中央教育審議会答申を受け、平成20年6月に大幅改正（平成21年4月1日施行）

第1条 目的

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

2 食育に関わる法令等について

学校給食法

第10条

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

2 食育に関わる法令等について

学習指導要領

(1) 学校における体育・健康に関する指導

学習指導要領における食育の位置付け

第1章 総則 第1小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

＜ ＞内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

2 食育に関わる法令等について

学習指導要領

「食に関する指導の全体計画」の位置付け

「教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。」

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領
第1章総則第5の1のイ「学校運営上の留意事項」
特別支援学校学習指導要領第1章総則第6の1(2)
高等学校学習指導要領第1章総則第6款1のイ

今日の内容

- 1 学校における食育の必要性について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 食育推進組織について
- 4 食に関する指導の全体計画について
- 5 食に関する指導について
- 6 評価について



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

27

3 食育推進組織について

食育を推進するためのポイント

校長先生のリーダーシップ
全教職員の共通理解

- 推進体制の整備
- 食に関する指導の全体計画
- 計画に沿った実践
- 評価
- 計画の見直し



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

28

3 食育推進組織について

推進体制

全校体制で組織的に食育が推進できるよう、校長先生を責任者として食育・学校給食に関する各種計画の策定及び進行管理する委員会を設置します。(または既存の委員会等を活用する)

【委員構成(例)】

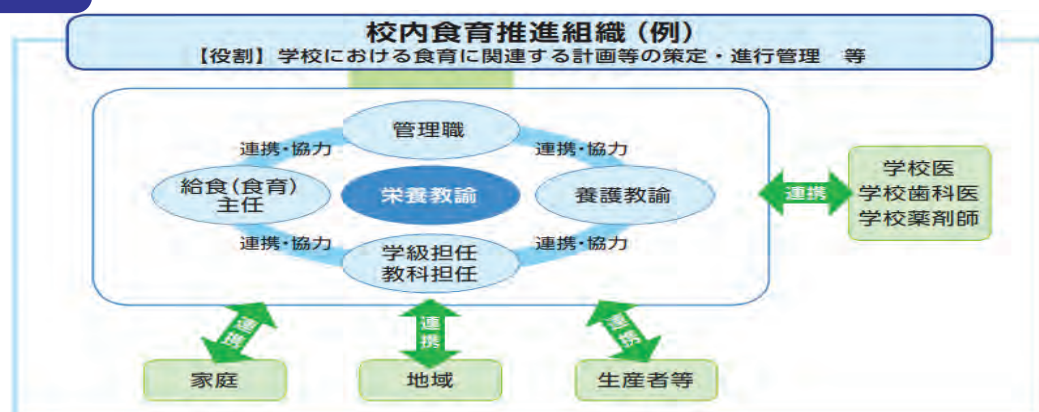
◎委員長 校長(副委員長 副校長・教頭)

○委員 栄養教諭…推進組織の中心で運営に関わる、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、給食主任、学級担任 等

※必要に応じて、共同調理場長(給食調理員)、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、保護者代表等の参加も検討する

3 食育推進組織について

推進体制

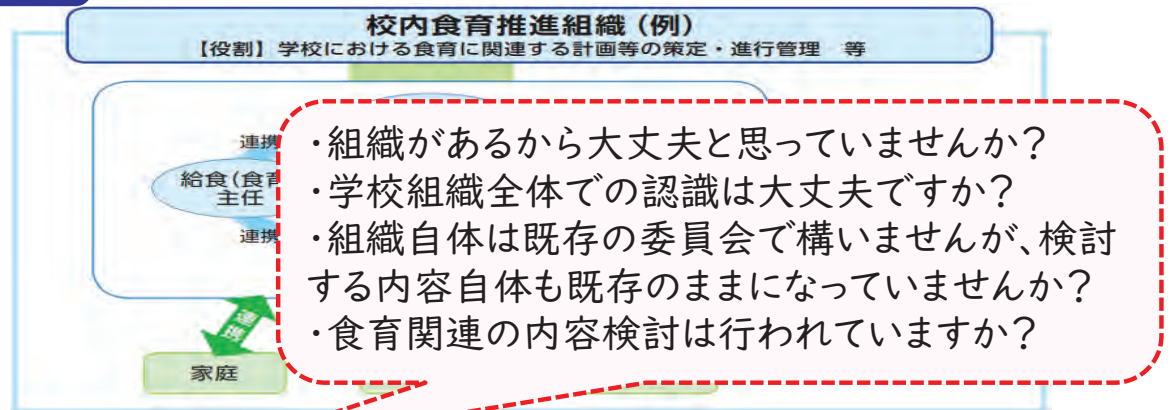


【検討内容(例)】

- ・各種計画の策定及び進行管理に関すること
- ・児童生徒の実態に関すること
- ・食に関する指導に関すること
- ・学校給食の栄養管理・衛生管理に関すること
(食中毒防止、異物混入防止、食物アレルギー対応、窒息事故等)

3 食育推進組織について

推進体制



【検討内容（例）】

- ・各種計画の策定及び進行管理に関すること
- ・児童生徒の実態に関すること
- ・食に関する指導に関すること
- ・学校給食の栄養管理・衛生管理に関すること
（食中毒防止、異物混入防止、食物アレルギー対応、窒息事故等）

食物アレルギー対応委員会

学校給食における危機管理対応

〈事故例〉
食中毒
異物混入
食物アレルギー
窒息事故 等

- 未然防止の徹底
- 発生時の迅速な対応

学校給食衛生管理基準
食に関する指導の手引

○学校給食衛生管理基準

- 第1 総則
- 第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準
- 第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準
- 第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準（1）衛生管理体制
- 第5 日常及び臨時の衛生検査
- 第6 雑則

※学校給食衛生管理基準の施行について（通知） https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm

○食に関する指導の手引 第5章 第3節「学校給食におけるリスクマネジメント」

校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが学校給食における事故の未然防止や適切で迅速な対応につながることを示し、食中毒・異物混入・食物アレルギー・窒息事故について、
＜未然防止のポイント＞と＜発生時対応の留意点＞をそれぞれまとめている。

〈事故例〉
食中毒
異物混入
食物アレルギー
窒息事故 等

- 未然防止の徹底
- 発生時の迅速な対応

学校給食衛生管理基準
食に関する指導の手引

○学校給食衛生管理基準

- 第1 総則
- 第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準
- 第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準
- 第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準 (1) 衛生管理体制
- 第5 日常及び臨時の衛生検査
- 第6 雑則

※学校給食衛生管理基準の施行について(通知) <https://www.mext.go.jp>

四 校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること。

○食に関する指導の手引 第5章 第3節「学校給食における

校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に実施すること。
未然防止や適切で迅速な対応につながることを示し、食中毒・異物混入等の発生を防止し、発生時の対応について、
<未然防止のポイント>と<発生時対応の留意点>をそれぞれまとめること。

七 校長等は、栄養教諭等の指導及び助言が円滑に実施されるよう、関係職員の意思疎通等に配慮すること。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

33

3 食育推進組織について

栄養教諭制度の創設

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成17年4月から新たに栄養教諭制度が開始。

職務

(学校教育法第37条13項) **栄養教諭**
「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」
(中学校は第49条、特支は第82条準用規定)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

34

3 食育推進組織について

栄養教諭の専門性とは・・・？

専門性：一般的に「特定の分野で高度な知識や経験のあること」

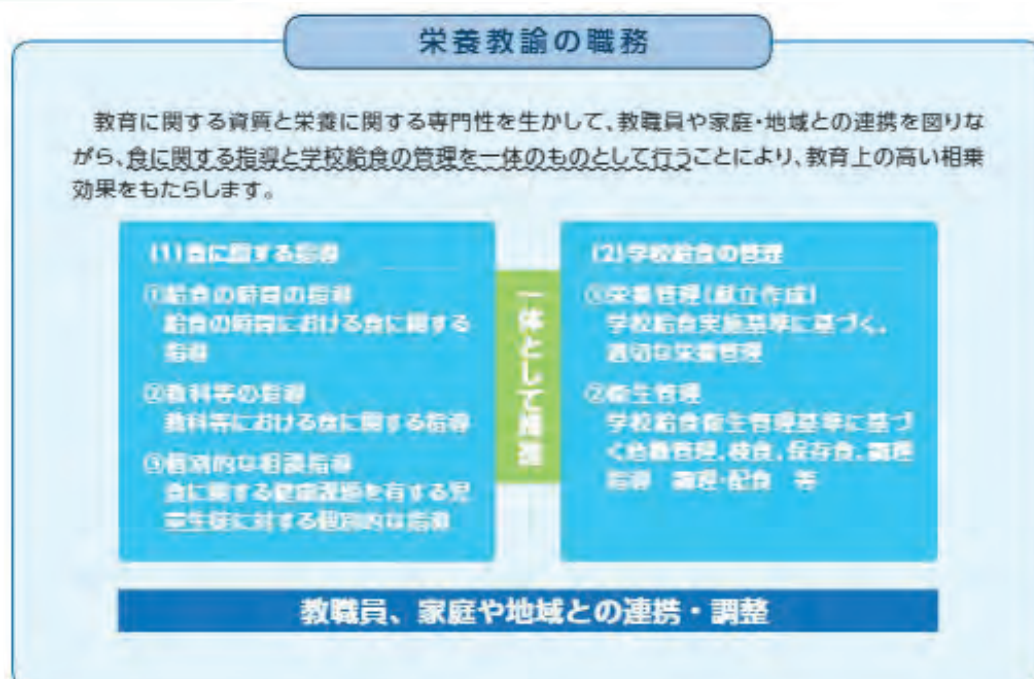
つまり、栄養の分野における高度な知識や経験がある教諭



教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。

3 食育推進組織について

職務



栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)

新規

栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、令和5年7月5日付「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知)」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、別表のとおり改めましたので、送付いたします。

7 初健食第2号
令和7年4月30日

各都道府県・指定都市教育委員会
人 事 主 管 課 長
学 校 給 食 主 管 課 長
研 修 主 管 課 長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
常盤木 祐 一

文部科学省初等中等教育局財務課長
安 井 順一郎

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
郷 家 康 徳

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)

平成17年4月に栄養教諭制度が開始されてから20年が経過しました。栄養教諭は「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」職として、学校において学校給食等を活用した食に関する指導を行う中心的な役割を担っており、制度創設時の平成17年度時点の34人から年々増加し、令和6年度には6,945人の栄養教諭が配置されています。

栄養教諭については、学校栄養職員が主として学校給食の管理を担うのに対し、食に関する指導と学校給食の管理を一体的なものとして行うことを本来の役割としています。現状、学校給食の管理に関する業務に比重が置かれ、栄養教諭としての本来の役割を果たせていないのではないか、また、栄養教諭が単独で食に関する指導を行う場合の取扱いについて、文部科学省が発行する文書等において様々な見解が示されているところであり、このことが、学校における食に関する指導において、栄養教諭等(栄養教諭及び学校栄養職員をいう。)の活用を阻んできたのではないかと、といった指摘があるところです。

このため、この度、栄養教諭等が行う食に関する指導について、以下のように整理しましたので、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市(指定都市を除く。)区町

1

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について
 - (1) 栄養教諭又は学校栄養職員単独での給食指導について
 - (2) 栄養教諭による食の指導の充実について
2. 各教科等における食に関する指導について
3. 食に関する健康課題の相談指導について
4. 栄養教諭の校務分掌について



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

37

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)

新規

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画(ティーム・ティーチング、教材作成等)
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導(実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等)
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成、栄養摂取状況の把握)
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)

令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知)」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」



令和7年4月30日付け「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)」
栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、別表について改めた。

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校その他の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画(ティーム・ティーチング、教材作成等)
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導(実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等) <u>食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応</u>
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成、栄養摂取状況の把握)
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)
3	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職務を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

備考

- (一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA 対応、部活動指導などの教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

38

今日の内容

- 1 学校における食育の必要性について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 食育推進組織について
- 4 食に関する指導の全体計画について
- 5 食に関する指導について
- 6 評価について



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

39

4 食に関する指導の全体計画について

食に関する指導の全体計画

学校全体で食育を組織的、計画的に推進するためには、各学校において食に関する指導に係る全体計画を作成することが必要。

組織的・計画的な実施

実際に食に関する指導を行う際には、自校の「食に関する指導目標」を達成するために「いつ」「誰が」「どのように」行うのかを明確にしておく必要があります。また、食に関する指導は、栄養教諭等の担当者のみでは決して行うことができません。各学校がチームとして取組んでいかなければならない。

共通理解

食に関する指導の全体計画は、食育を推進するための校内組織において校長のリーダーシップの下に作成し、同時に、この計画は、全教職員に共通理解され、確実に実践されなければなりません。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

40

4 食に関する指導の全体計画について

食に関する指導の全体計画

【法的な位置づけ】

- 国の食育推進基本計画
- 学校給食法第10条
- 学習指導要領 総則

全体計画を作成する

<全体計画①>

学校として、食に関する指導の基本的な在り方を示したもの。

学校教育目標や各学校で定める食に関する指導の目標及び内容、指導体制、評価などの基本的な事柄を概括的・構造的に示したもの。

<全体計画②>

1年間の流れの中に内容を位置付けて示したもの。

年間を通しての指導の計画を簡潔に示したもの。

4 食に関する指導の全体計画について

〈食に関する指導の目標〉

この目標自体はあくまでも学校教育目標の達成に向けた取組目標の1つ。※食に関する指導における全体的な目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

（知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

（思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

（学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

4 食に関する指導の全体計画について

各教科等で食に関連した単元等を実施する場合には、この6つの視点のどれを意識して取り組むのか明確にしておくことが大切。

※注意すべきは、実施する各教科等の指導目標や内容に関連する食育の視点を設定すること。

〈食育の視点〉

下記の六つは、今まで「食に関する指導の目標」として示してきましたが、「教科等における指導の目標」が曖昧になることがありました。そこで、これらの六つを「食育の視点」とし、食に関する指導がさらに、実践しやすいように再整理します。

- ◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

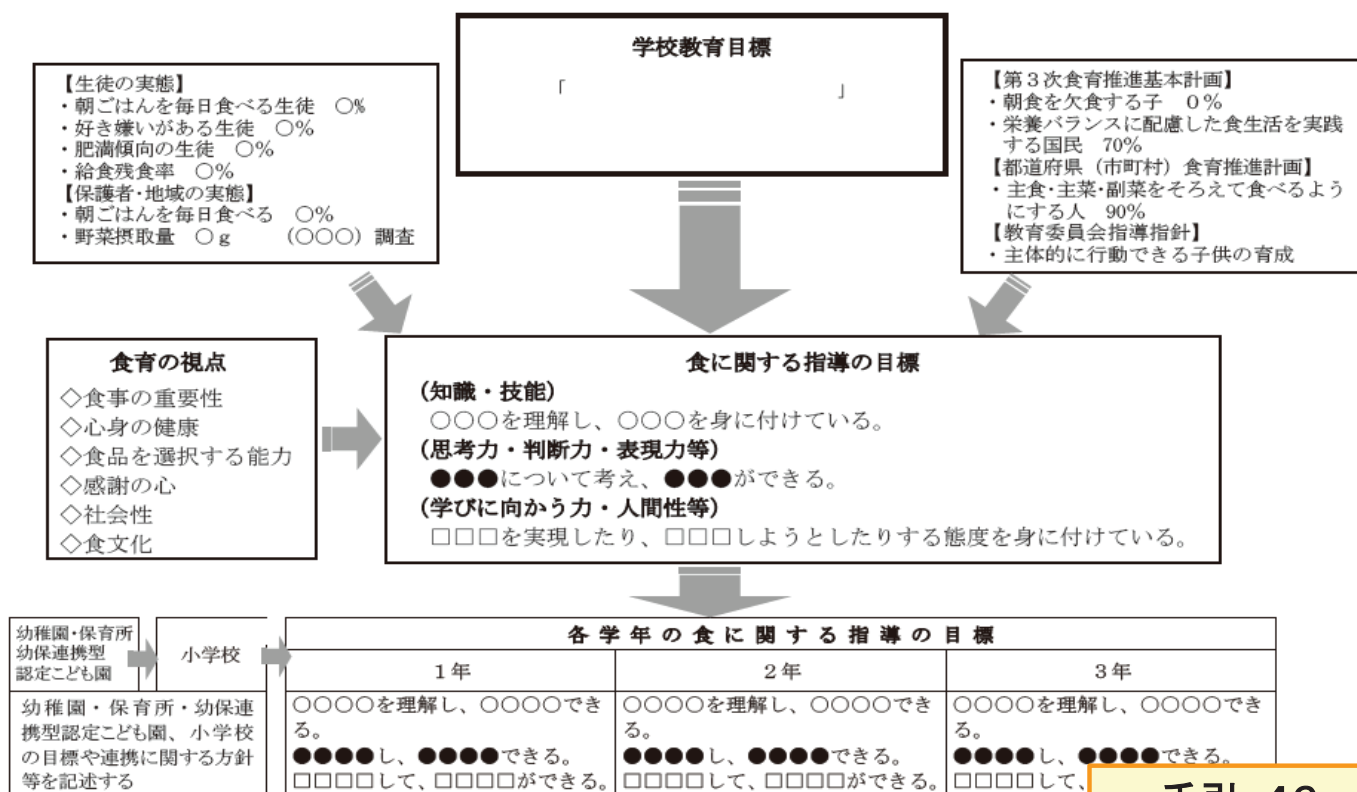


MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

43

2 食に関する指導の全体計画①（中学校）例



手引p46

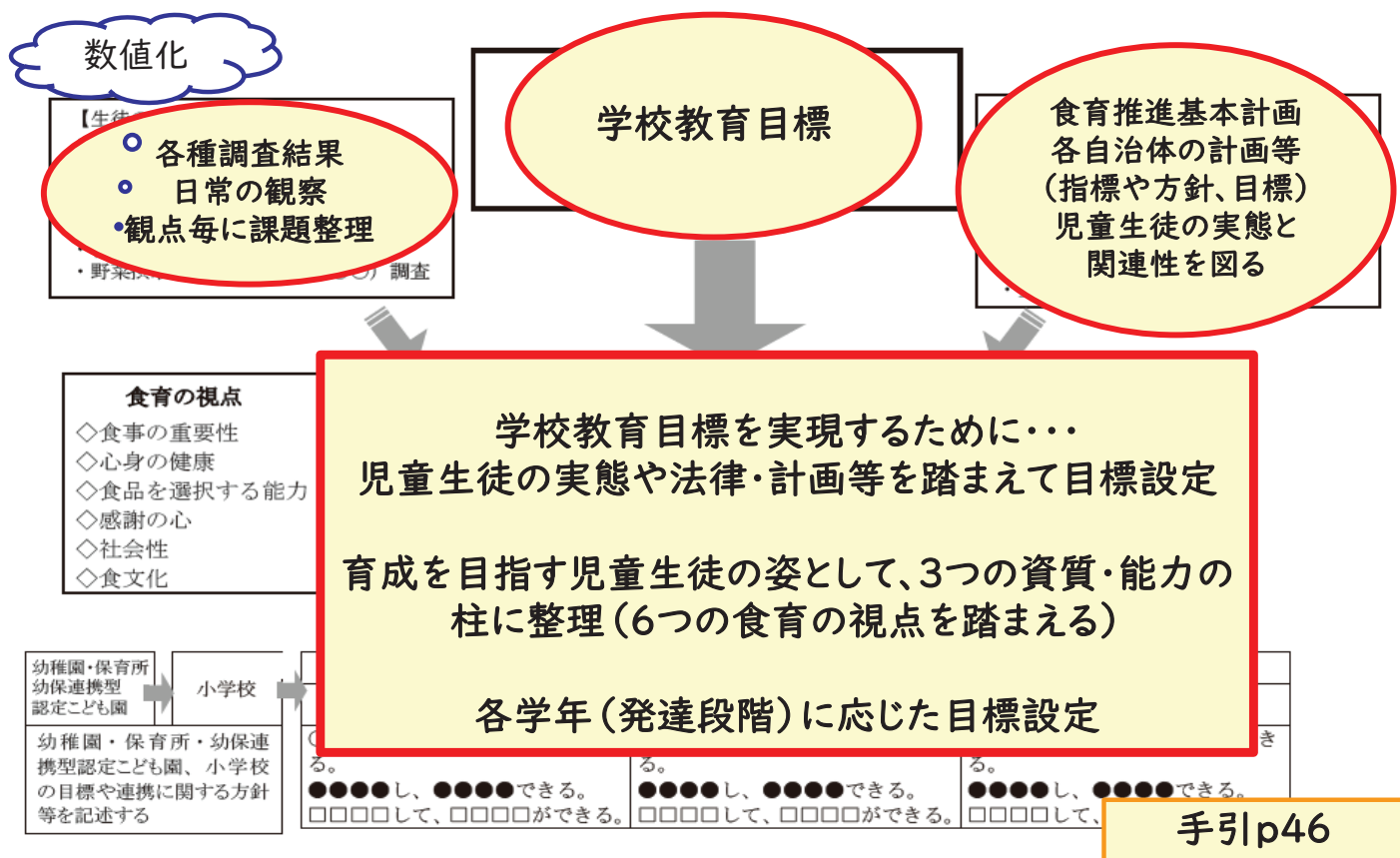


MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

44

2 食に関する指導の全体計画①（中学校）例



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

45

実態を総合的に判断し、緊急性や課題性の高いものから取り組むことが重要!!

- ・朝食の欠食率 25% ・残菜率 12%
- ・肥満傾向児の割合 6%
- ・箸の持ち方など食事マナーが身に付いていない児童の割合 18%

既存の調査や教師の日常の観察に基づき、
「体力や学力」「健康状態」「態度や意識」
「食習慣」などの観点を整理していく



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

46

【既存の調査の具体例について】

- 学校独自の調査（食生活実態調査等）
- 自治体独自の調査（食生活実態調査等）
- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査
- 全国学力・学習状況調査
- 体力・運動能力調査
- 学校保健統計調査（健康診断結果等）
- 学校給食栄養報告 等



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

47

児童生徒等の 健康診断 マニュアル

平成27年度
改訂

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 監修

公益財団法人 日本学校保健会

健康診断票の様式参考例及び記入上の注意

別紙様式1 (用紙 日本工業規格A4縦型)

学年	小学生						中学生		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
学年									
番 号									

児童生徒健康診断票（一般）
小・中学校用

氏名		性別	男	女	生年月日	年	月	日
学 校 の 名 称								
年 級								
年 齢								
身 長 (cm)								
体 重 (kg)								
栄 養 状 況								
骨 柱・肩 郭・四 肢								
視 力	右	()	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()	()
眼の疾病及び異常								
聴 力	右							
	左							
耳 鼻 咽 咽 病 患								
皮 膚 疾 患								
結 核 疾 病 及 び 異 常								
結 核 菌 陽 性 区 分								
心 臓 疾 病 及 び 異 常								
臨 牀 医 学 的 検 査 (心 電 図 等)								
尿 糖 第 1 次								
尿 糖 第 2 次								
そ の 他 の 検 査								
そ の 他 の 疾 病 及 び 異 常								
学 校 医 生	氏 名							
	月 日							
事 務 担 当 者								
備 考								



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

48

健康診断票（一般）記入上の注意

様式	記入上の注意
学 校 の 名 称	ゴム印等を用いて正確に記入する。
氏 名	楷書で記入する。
性 別	男 女 該当する方を○で囲む。
生 年 月 日	年 月 日
年 齢	歳
年 歴	平成 年 歴
身 長 (cm)	測定単位は、10mm単位までを記入する。
体 重 (kg)	栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めたものを「要注意」と記入する。
栄 養 状 態	
背 柱 ・ 胸 郭 ・ 四 肢	病名又は異常名を記入する。
視 右	()
	裸眼視力はかつこの左側に、矯正視力はかつこの内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未

栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めたものを「要注意」と記入する。

留意事項

Ⅰ 成長期にある児童生徒等について肥満及びやせの傾向を判定するには、一時点の身長や体重の測定値に基づいて判定するのではなく、成長曲線、並びに肥満度曲線を描いた上で検討しなければならない。

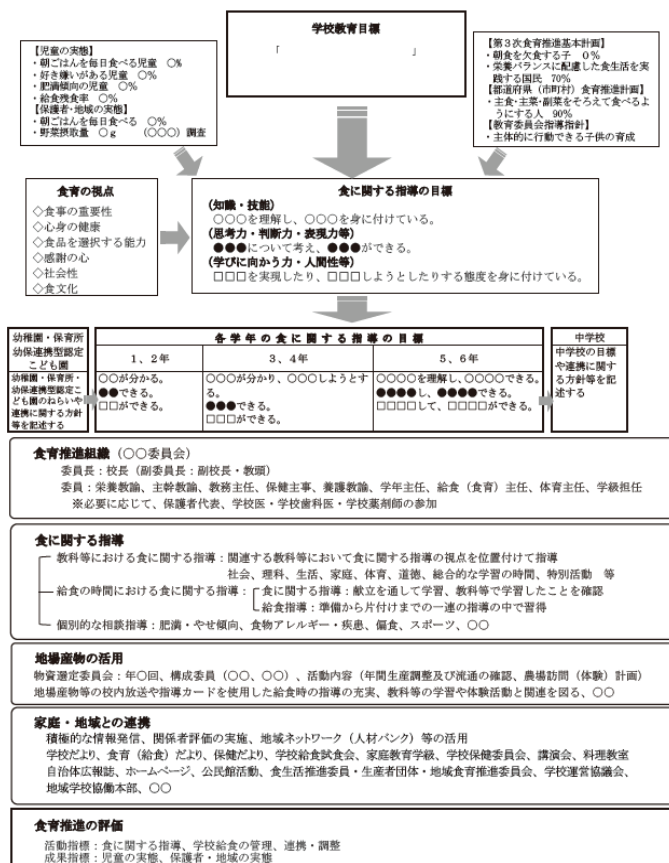


MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

49

1 食に関する指導の全体計画①（小学校）例



手引p42



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

50

1 食に関する指導の全体計画①（小学校）例



MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

家庭		おいしい楽しい調理の力【5年】	朝食から健康な1日の生活を【6年】			食べて元気!ごはんとき汁【5年】	まかせてね今日の食事【6年】			
体育			毎日の生活と健康【3年】				育ちゆく体とわたし【4年】		病気の予防【6年】	
他教科等	たけのこくん【2国】	茶つみ【3音】	ゆうすげむらの小さな旅館【3国】	おおきなかい【1国】 海のいのち【6国】		サラダで元気【1国】言葉の由来に関心をもち【6国】	くらしの中の和と洋【4国】、和の文化を受けつ【5国】	プロフェッショナルたち【6国】	おばあちゃんに聞いたよ【2国】	みらいへのつばさ(備蓄計画)【6算】
道徳	自校の道徳科の指導計画に照らし、関連する内容項目を明記すること									
総合的な学習の時間		地元の伝統野菜をPRしよう【6年】								
学級活動 *食育教材活用	給食がはじまるよ【1年】	元気のもと朝ごはん【2年】、生活リズムを調べてみよう【3年】、食べ物の栄養【5年】	朝食の大切さを知ろう【6年】	夏休みの健康な生活について考えよう【6年】	弁当の日のメニューを考えよう【5・6年】	食べ物はどこから【5年】	食事をおいしくするまほうの言葉【1年】、おやつを食べ方を考えてみよう【2年】、マナーのもつ意味【3年】、元気な体に必要な食事【4年】		食べ物のひみつ【1年】、食べ物の「旬」【2年】、小児生活習慣病予防健診事後指導【4年】	しっかり食べよう3度の食事【3年】
児童会活動	残菜調べ、片付け点検確認・呼びかけ 目標に対する取組等(5月:身支度チェック、12月:リクエスト献立募集・集計) 掲示(5月:手洗い、11月:おやつに含まれる砂糖、2月:大豆の変身)					生産者との交流給食会		学校給食週間の取組		



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

53

実際に計画を考えてみましょう!!

A校 食に関する実態

- ・朝食欠食率・・・20%
- ・朝食時、主食(おにぎり、パン)のみ・・・60%
- ・就寝前(1時間)に間食する・・・20%
- ・早食い傾向(10分以内に食べ終える)・・・30%
- ・残菜率・・・12%

食に関する指導の目標

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランスについて理解を図るとともに、健康で健全な食生活に関わる技能を身に付けるようにする。

(思考・判断・表現等)

食生活や食の選択について、自己の課題を見出し、合理的な解決に向けて思考し、判断するとともに、自分の考えを仲間に伝えるなど課題を解決する力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に自他の健康な食生活の実現を目指すとともに、食材や食料の生産等に関わる人々への感謝の心について、給食等を通して人間関係形成能力を身に付けようとするなど実践的な態度を養う。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

54

教科等		4月	5月	6月	7月	8～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事等		入学式	運動会	グリーン作戦	集団宿泊合宿							卒業式
推進体制	進行管理		委員会		委員会		委員会		委員会		委員会	
	計画策定	計画策定							評価実施	評価結果の分析	計画策定	
教科・道徳等 総合的な学習の時間	社会	他の様子【4年】、世界のなかの日本、日本の地理と気候【5年】	私たちの生活を支える飲料水【4年】、高地に住む人々の暮らし【5年】	地域にみられる産業の仕事【3年】、ごみのしりとりと再利用【4年】、寒い土地の暮らし【5年】日本の食糧生産の特色【5年】、狩猟・採集や農耕の生活、古墳、大和政権【6年】	我が国の農業における食料生産【5年】	地域に見られる生産の仕事（農業）【3年】、我が国の水産業における食料生産【5年】				手の様子の手まり作り【3年】、長く続いた戦いと人々の暮らし【6年】	日本とつながりの深い国々【6年】	
	理科		動物のからだのつくりと運動【4年】、植物の繁栄と成長【5年】、動物のからだのはたらき【6年】	どれくらい育ったかな【3年】、暑くなると【4年】、花から実へ【5年】、植物のからだのはたらき【6年】	生き物のくらしと環境【6年】	実がたくさんできたよ【3年】			水産物の性質とはたらき【6年】	物のあたまたかり【4年】		
	生活	がっこうのいきいき【1年】	たねをまこう【1年】、やさいをそだてよう【2年】			秋のくらしつづきをしよう【2年】						
	家庭		おいしい楽しい朝ごはん【5年】	朝ごはんから健康な1日の生活を【6年】			食べて元気【1年】はたとみき【5年】	まかせてね今日の食事【6年】				
	体育			毎日の生活と健康【3年】				食のゆめとわたり【4年】		食のゆめ【6年】		
	他教科等	たけのこ【2年】	まつ【3年】	ゆうげうの小さな旅【3年】	おきななふ【1年】海のいのち【6年】		からだて元気【1年】言葉の国語に活用【6年】	食のゆめ【4年】、和の文化を食でつなぐ【5年】	プロフェッショナルたち【6年】	おばあちゃんに聞いた【2年】	みらいへのつばき（読書計画）【6年】	うれしいひなまつり【1年】
	道徳	食の道徳科の指導計画に照らし、関連する内容項目を明記すること										
	総合的な学習の時間		食の道徳科をPRしよう【6年】									
特別活動	学級活動・食育教材活用	給食のはじまるよ【1年】	元気のもと朝ごはん【2年】、生活リズムを整えてみよう【3年】、食べ物の実態【5年】	よくかんで食べよう【4年】、朝食の大切さ【6年】	夏休みの健康な生活について考えよう【6年】	弁当の日のメニューを考えよう【5・6年】	食べ物はどこから【5年】	食事をおいしくするよ【1年】の食事【1年】、おやつを食べよう【2年】、マナーのついで【3年】、元気な食生活【4年】		食べ物のひみつ【1年】、食べ物の「国」【2年】、小食生活習慣調査【4年】	しっかり食べよう【3年】	
	児童会活動	残菜調べ、片付け点検確認・呼びかけ 目標に対する取組等（5月：身支度チェック、12月：リクエスト献立募集・集計） 掲示（5月：手洗い、11月：おやつに含まれる砂糖、2月：大豆の姿身）					生産者との交流給食会		学校給食週間の取組			
	学校行事	お花見給食、健康診断		全校集会		満足		交流給食会		給食感謝の会		
	給食の時間	仲良く食べよう 給食のきまりを覚えよう 楽しい給食時間になよう	楽しく食べよう 食事の環境について考えよう			食べ物を大切にしよう 感謝して食べよう				給食の反省をしよう 1年間の給食を振り返ろう		
	食に関する指導	給食を知ろう 食べ物の働きを知ろう 季節の食べ物について知ろう				食べ物の名前を知ろう 食べ物の三つの働きを知ろう 食生活について知ろう				食べ物の名前を知ろう 食べ物の三つの働きを知ろう 食生活について知ろう		
学年・学年末・学年末	月目標	給食の準備をきちんとしよう	きれいなエプロンを身につけよう	よくかんで食べよう	楽しく食事しよう	正しく配膳しよう	残片付けをきちんとしよう	食事のあいづつをきちんとしよう	きれいに手を洗おう	給食について考えよう	食事マナーを考えて食事しよう	1年間の給食をふりかえろう



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

55

食に関する指導の全体計画②（小学校）例

関係の先生方と協力して計画を進める
【食に関わる単元等を月毎に整理】

全体計画②は、全体計画①を踏まえて、児童生徒の実態（課題）に関連する各教科等（※指導目標・内容が課題と関連）を集約することで、学校独自の計画を作成する

教科・道徳等 総合的な学習の時間	学級活動・食育教材活用	給食のはじまるよ*【1年】	元気のもと朝ごはん*【2年】、生活リズムを整えてみよう*【3年】、食べ物の実態【5年】	よくかんで食べよう【4年】、朝食の大切さ【6年】	夏休みの健康な生活について考えよう【6年】	弁当の日のメニューを考えよう【5・6年】
	児童会活動	残菜調べ、片付け点検確認・呼びかけ 目標に対する取組等（5月：身支度チェック、12月：リクエスト献立募集・集計） 掲示（5月：手洗い、11月：おやつに含まれる砂糖、2月：大豆の姿身）				
	学校行事	お花見給食、健康診断	全校集会			満足
	給食の時間 食に関する指導	仲良く食べよう 給食のきまりを覚えよう 楽しい給食時間になよう 給食を知ろう 食べ物の働きを知ろう 季節の食べ物について知ろう	楽しく食べよう 食事の環境について考えよう	食べ物を大切にしよう 感謝して食べよう 食べ物の名前を知ろう 食べ物の三つの働きを知ろう 食生活について知ろう		



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

56

教科・道徳等 総合的な学習の時間	関係の先生方と協力して計画を進める 【食に関わる単元等を月毎に整理】				
			食生活と健康の生活、 狩猟・採集や農耕の生活、 古墳、大和政権【6年】		
特別活動	全体計画②は、全体計画①を踏まえて、児童生徒の実態（課題）に関連する各教科等（※指導目標・内容が課題と関連）を集約することで、学校独自の計画を作成する				
	学級活動・食育教材活用	給食がはじまるよ*【1年】	元気のもと朝ごはん*【2年】、生活リズムを調べてみよう*【3年】、食べ物の栄【5年】	よくかんで食べよう【4年】、朝食の大切さ【5年】、【6年】	夏休みの健康な生活について考えよう【6年】
特別活動	児童会活動	残菜調べ、片付け点検確認・呼びかけ 目標に対する取組等（5月：身支度チェック、12月：リクエスト献立募集・集計） 掲示（5月：手洗い、11月：おやつに含まれる砂糖、2月：大豆の変身）	給食委員会発表「よく		弁当の日のメニューを考えよう【5・6年】
	全体計画②を見て、児童生徒の実態や食に関する指導目標がおおむね理解できる計画とする				
		季節の食べ物について知ろう			食生活について考えよう



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

57

教育課程上、「食育」は各教科等としての位置付けはなく、指導すべき学年や指導の目標・内容、授業時数等について定められていない。

一方で「食育」は学校教育活動全体を通じて取組むよう学習指導要領に示されている。

【全体計画作成における重要な考え方】

児童生徒にどのような力を身に付けさせる必要があるのか、目指すべき姿を明確にする。

児童生徒の実態、学校の実情等を整理し、必要な食に関する指導（取組）をマネジメントすることが求められる。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

58

今日の内容

- 1 学校における食育の必要性について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 食育推進組織について
- 4 食に関する指導の全体計画について
- 5 食に関する指導について
- 6 評価について



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

59

5 食に関する指導について

学校における食に関する指導は、以下の3つに体系化され、学校教育活動全体を通じて行われている

実践

食に関する指導

教科等における食に関する指導

- 学習内容と関連する食材や学校給食の献立を教材として活用し、栄養素や栄養バランス、食品の生産・流通・消費などへの理解を深め、食品を選択する力や食べ物を大切にする心などを育む。
- 子供たちが生産等の仕事に携わる人々と接するなどの体験活動を通じ、食をより身近なものとして実感させる。



給食の時間における食に関する指導

- 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる。
- 学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられて食品や学習内容を確認したりする。



個別的な相談指導

- 授業や学級活動の中など全体での指導では解決できない、個性の高い健康課題について改善を促すために実施する。
- 肥満・やせ傾向、食物アレルギーなど食に関する問題を有する児童生徒などが対象として想定され、計画的、継続的な指導を進めることにより、対象の児童生徒の行動変容を促し、改善、あるいは、より良好な生活を行うための習慣を獲得できるようにする。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

60

食に関する指導

教科等における指導

個別的な相談指導

教科等の指導目標、指導内容（教科、学年、単元等）と食育の視点との関連性を踏まえた取組【食のカリマネ】

給食時間における指導

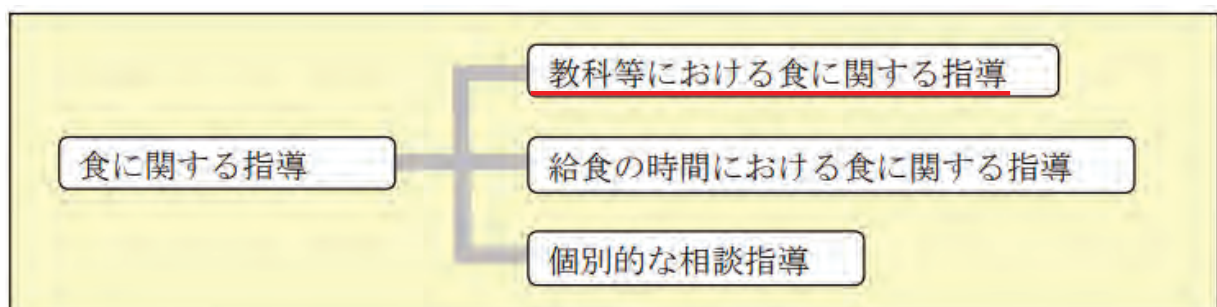
健康に関連した個別性の高い課題（想定される5つの指導内容）改善への対応【健康相談・保健指導】（学保安法）

- 食べる量や好き嫌い、食事マナー等の食事の状況をはじめ、痩せや肥満などの個別性の高い指導が必要な子どもの実態を把握
- 献立や食材、給食自体の活用による栄養素や栄養バランス、地産地消・郷土学習、感謝の気持ちなどに対する食に関する指導の時間（教科横断的な指導）【食に関する指導の土台】 ※個別指導と教科等における指導の成果にも影響
- 食の指導の中で特に先生方の専門性を活かした指導ができる時間であり、同時に児童生徒の食に関わる基本情報が最も得られる時間
- つまり、食に関する指導をより充実させるための土台となる指導の時間

5 食に関する指導について

計画に沿った実践

学校の教育活動を通して行う食に関する指導の内容としては、「各教科等における食に関する指導の展開」、「給食の時間における食に関する指導」、「個別的な相談指導の進め方」の三つに体系化している



2. 各教科等における食に関する指導について

- 学校における食育の推進について、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第1章(総則)(特別支援学校学習指導要領において、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すものに準ずるとされている場合を含む。)では、「体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」とされています。
- 給食の時間以外の各教科等における食に関する指導については、対象となる学校種別及び教科別の免許を有する学級担任や教科担任等が主として担当するものですが、栄養教諭については、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わるようお願いします。具体的な栄養教諭の関わり方については、手引において各教科等別に示されています。

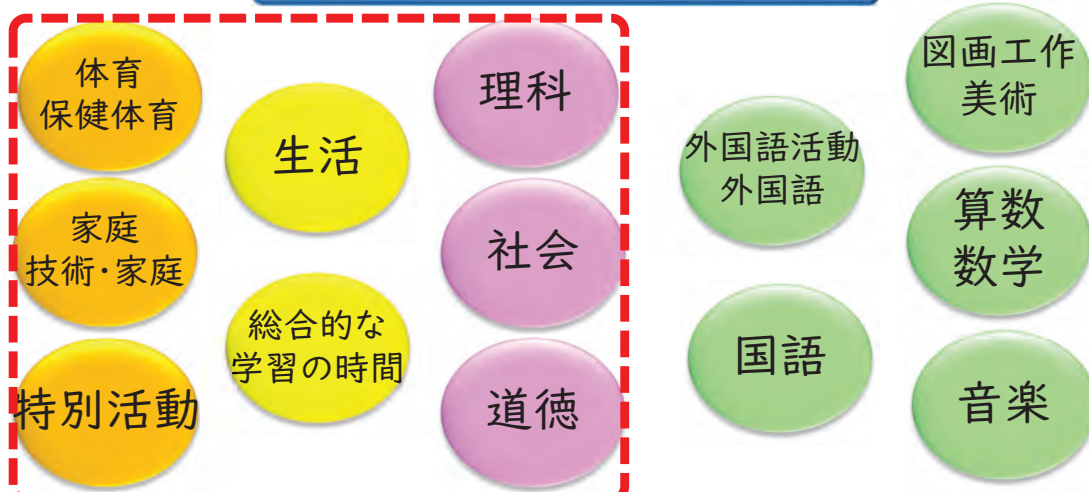
5 食に関する指導について

教科等における食に関する指導

学校の教育活動
全体を通じて

「主体的・対話的で深い学び」の視点
からの授業改善

食育の視点



5 食に関する指導について

教科等における食に関する指導

○食に関する指導は各教科等を通じて行うため、課題へのアプローチ（教科や単元）の仕方は児童の実態によって様々であり、何のために食に関する指導を行うのか目的を明確にすることが求められる。

○各教科等で食の指導を実践する場合には、学習指導要領において、各教科ごとに示された目標の達成に向けて指導内容との関連性を踏まえた食育の視点を設定し、指導することが必要。

あくまで教科としての目標達成が第一義となる。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

65

5 食に関する指導について

食に関する指導の充実に向けて



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

66

5 食に関する指導について

食に関する指導の充実に向けて



教材の活用に当たっては、食育において中核的な役割を果たすことが期待される栄養教諭と学級担任や教科担任等が連携した指導体制を構築し、学校全体で食育に取り組む手法を開発し実践していくことが重要です。

重要

- ☆各教科の目標を見失わない
- ☆各教科の指導内容に沿った授業



MEXT

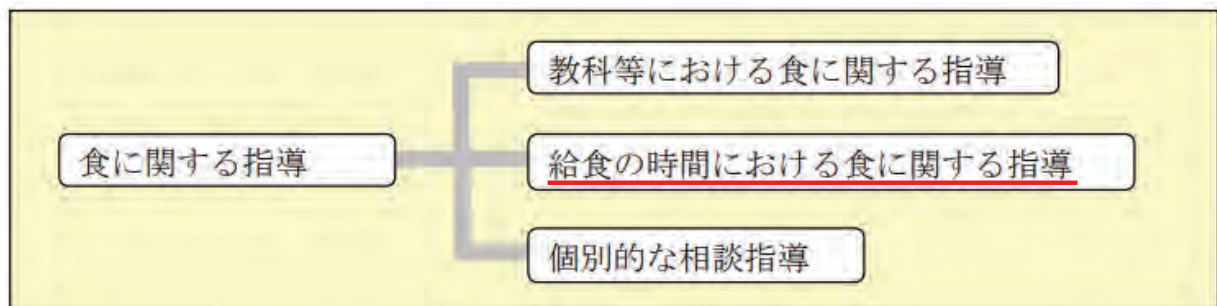
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

67

5 食に関する指導について

計画に沿った実践

学校の教育活動を通して行う食に関する指導の内容としては、「各教科等における食に関する指導の展開」、「給食の時間における食に関する指導」、「個別的な相談指導の進め方」の三つに体系化している



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

68

5 食に関する指導について

給食の時間における食に関する指導

「給食指導」

給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる。日々の指導は学級担任等が主に行うが、運営や指導方法については、栄養教諭と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが必要。

「食に関する指導」

学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられて食品や学習内容を確認したりするなど献立を教材として用いた指導を行う。指導については、栄養教諭による直接的な指導や担任等に資料提供を行うなど連携をとって進めることが大切。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

69

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)

新規

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

(1) 栄養教諭又は学校栄養職員単独での給食指導について

- 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(特別支援学校学習指導要領において、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すものに準ずるとされている場合を含む。)において、学校給食は、特別活動の第2の「学級活動」の2「内容」で、「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の中に位置付けられています。この点について、小学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別活動編及び中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別活動編第3章第1節「3 学級活動の指導計画」では、「学校給食の特質は、例えば、よりよい食習慣や人間関係の在り方などについて、食事を中心とする給食の時間における児童の実践活動を通して体得することにあるのである。したがって、給食の時間に、これらの内容を指導計画に基づいて指導する場合には、学級活動の時間とすることができるとある。ただし、その場合、別表第1に示された標準授業時数以外の時間と考えると計画し、実践することになる。」と示されています。
- また、同「2 学級活動の内容」では、「学級担任の教師による指導が原則であるが、活動の内容によっては、他の教師等の専門性を生かすと効果的である場合も予想される。例えば、健康や安全、給食の問題、読書などを取り上げる場合、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、司書教諭などの協力を得て指導に当たるようにすることは望ましい配慮である。」と記載されています。
- 一方、文部科学省が発行する「食に関する指導の手引―第二次改訂版―(平成31年3月)」(以下、「手引」という。)においても、「学級担任には、栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行うことが求められます」と示されています。
- 栄養教諭の本来の役割は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことであり、学校給食法においても、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導」を行うものと規定されています。また、栄養教諭制度創設に関する中央教育審議会の答申(食に関する指導体制の整備について)(答申)(平成16年1月20日)においても、「各学級における給食の時間や学級活動における指導は、一般的には学級担任が年間指導計画を作成して行うものであるが、食に関する指導の充実のため、その指導計画に基づいて栄養教諭が指導の一部を単独で行うなど、積極的に指導を担っていくことが大切である。」と示されています。
- こうした栄養教諭制度創設の趣旨等を踏まえると、栄養教諭の免許を有する者に

ついては、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかわらず、単独で給食指導を実施できると解すことができ、今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施するようお願いします(必ずしも学級担任等とのティーム・ティーチングである必要はありません)。

- なお、栄養教諭の免許を有しない学校栄養職員が、学級活動として位置付けられる給食の時間における指導を行う場合には、学級担任等とのティーム・ティーチングにより実施することになります。ただし、「食」に関する指導の充実について(通知)(平成10年6月12日 文部省体育局長通知)で示しているように、特別非常勤講師として学校栄養職員がこうした指導を単独で行うことは可能です。

(2) 栄養教諭による食の指導の充実について

- 栄養教諭の配置については、学校規模や学校給食の単独調理場方式と共同調理場方式の別、任命権者等の意向により異なっており、学校や共同調理場の地理的状況等もあいまって、栄養教諭による給食指導の頻度等も様々です。
- 一方、学校給食の管理のみならず、給食を活用した食に関する指導が栄養教諭の本来の職務であることを踏まえ、兼務校・巡回校の校数や本務校からこれらの学校への移動時間等を考慮しつつ、他の職員(実際の調理を担う学校給食調理員を含む)との業務内容の整理・分担を行った上で、各栄養教諭が週の大半(おおむね週4回以上を目安)において、給食を活用した食に関する指導に従事することが想定されます。
- なお、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、学級担任等と当該栄養教諭が、食物アレルギーを有する児童生徒又は特別な支援を必要とする児童生徒に関する配慮事項等の情報を共有しておくことが重要です。また、学級担任が給食の時間の一部を学級活動として位置付けた上で、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、指導計画の作成や評価に当たり、情報共有等の連携が求められます。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

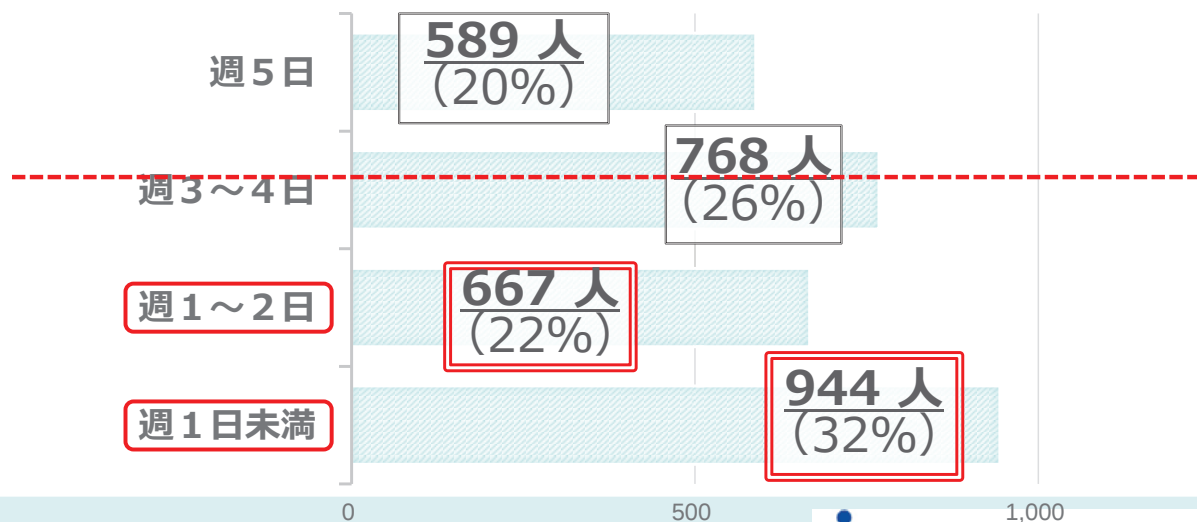
70

食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

- ◇ 調査対象：全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）
- ◇ 調査内容：所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数：2,973人（有効回答数）

Q2 給食指導の実施状況について

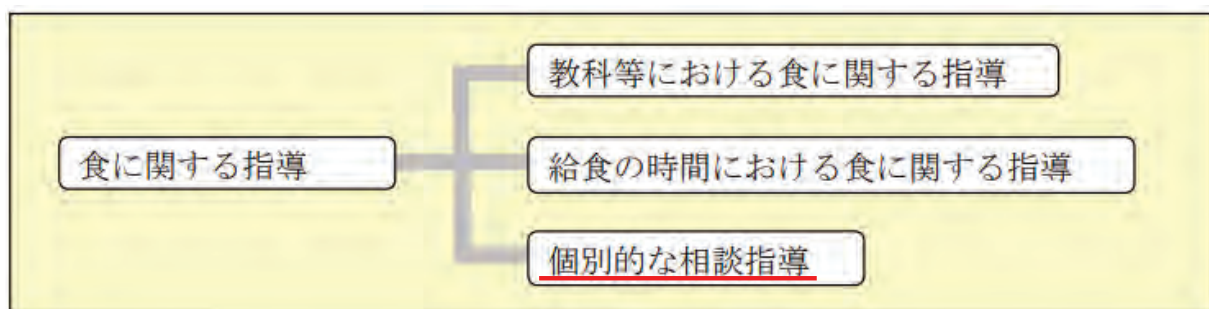
…給食の時間において、児童生徒に対する直接指導を週に平均何日実施しているか。



5 食に関する指導について

計画に沿った実践

学校の教育活動を通して行う食に関する指導の内容としては、「各教科等における食に関する指導の展開」、「給食の時間における食に関する指導」、「個別的な相談指導の進め方」の三つに体系化している



5 食に関する指導について

個別的な相談指導

個別的な相談指導は、授業や学級活動の中など全体での指導では解決できない健康に関係した個別性の高い課題について改善を促すために実施します。

また、個別的な相談指導は、発育・発達期である児童生徒が健康に過ごすために必要であるとともに、将来に向けた望ましい食生活の形成を促すためにも重要であると言えます。

個別的な相談指導は、事前に想定される問題や課題に対して実施する場合と疾病の発症のような状況に応じて実施する場合があります。

【想定される指導内容】

- ① 偏食のある児童生徒 ② 肥満・やせ傾向にある児童生徒
- ③ 食物アレルギーを有する児童生徒
- ④ スポーツをしている児童生徒 ⑤ 食行動に問題を抱える児童生徒

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）

新規

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つです。学校給食法においても、「食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導」を行うと規定されています。栄養教諭は、その専門性を生かして、児童生徒等への日常的な相談・指導に対応する学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要があります。
- また、学校栄養職員についても、栄養教諭に準じてこうした指導を行うよう努めるものとする学校給食法に規定されています。学校栄養職員は管理栄養士又は栄養士の資格を有する職員であることから、栄養に関する専門性を生かし、食に関して特別の配慮を必要とする児童生徒への指導又は、学級担任等への支援が期待されます。
- なお、特別の配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導については、学習指導要領に基づく一斉指導とは異なるものであり、栄養教諭及び学校栄養職員のいずれであっても、特別非常勤講師としての届出は不要になります。

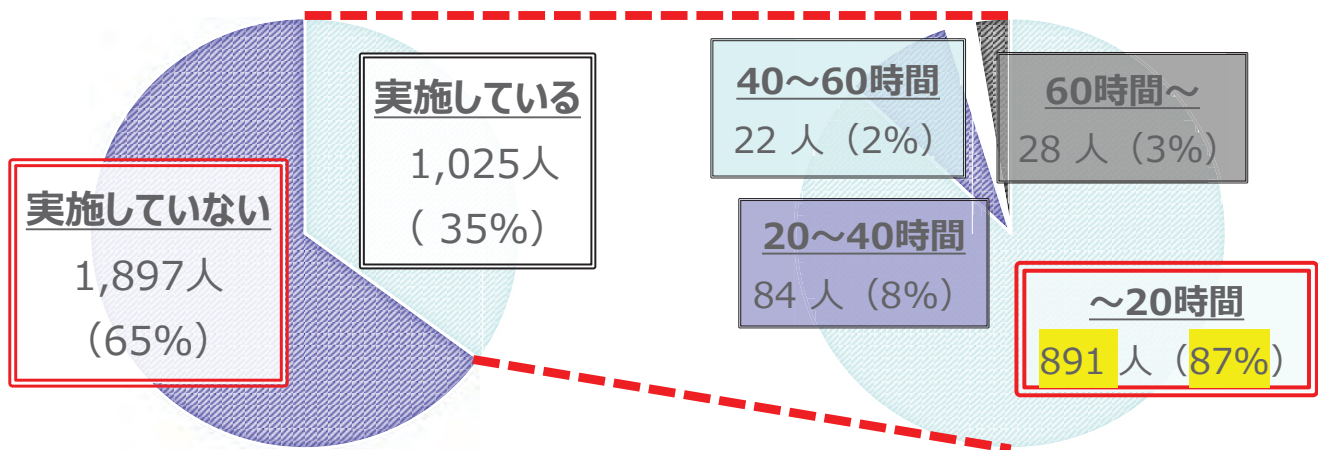
食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

- ◇ 調査対象：全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）
- ◇ 調査内容：所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数：2,973人（有効回答数）

Q3 個別的な相談指導の実施状況について

…特定の児童生徒の健康課題の改善を目的とした個別的な相談指導を実施しているか。

（「実施している」と回答した者）年間に何時間実施している



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

75

今日の内容

- 1 学校における食育の必要性について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 食育推進組織について
- 4 食に関する指導の全体計画について
- 5 食に関する指導について
- 6 評価について



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

76

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

(1) 栄養教諭又は学校栄養職員単独での給食指導について

- 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(特別支援学校学習指導要領において、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すものに準ずるとされている場合を含む。)において、学校給食は、特別活動の第2の「学級活動」の2「内容」で、「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の中に位置付けられています。この点について、小学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別活動編及び中学校学習指導要領(平成29年告示)解説特別活動編第3章第1節「3 学級活動の指導計画」では、「学校給食の特質は、例えば、よりよい食習慣や人間関係の在り方などについて、食事を中心とする給食の時間における児童の実践活動を通して体得することにあるのである。したがって、給食の時間に、それらの内容を指導計画に基づいて指導する場合には、学級活動の時間とすることができるのである。ただし、その場合、別表第1に示された標準授業時数以外の時間と考慮して計画し、実践することになる。」と示されています。
- また、同「2 学級活動の内容」では、「学級担任の教師による指導が原則であるが、活動の内容によっては、他の教師等の専門性を生かすと効果的である場合も予想される。例えば、健康や安全、給食の問題、読書などを取り上げる場合、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、司書教諭などの協力を得て指導に当たるようにすることは望ましい配慮である。」と記載されています。
- 一方、文部科学省が発行する「食に関する指導の手引—第二次改訂版—(平成31年3月)」(以下、「手引」という。)においても、「学級担任には、栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行うことが求められます」と示されています。
- 栄養教諭の本来の役割は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことであり、学校給食法においても、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導」を行うものと規定されています。また、栄養教諭制度創設に関する中央教育審議会の答申(食に関する指導体制の整備について)(答申)(平成16年1月20日)においても、「各学級における給食の時間や学級活動における指導は、一般的には学級担任が年間指導計画を作成して行うものであるが、食に関する指導の充実のため、その指導計画に基づいて栄養教諭が指導の一部を単独で行うなど、積極的に指導を担っていくことが大切である。」と示されています。
- こうした栄養教諭制度創設の趣旨等を踏まえると、栄養教諭の免許を有する者に

ついては、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかわらず、単独で給食指導を実施できると解すことができ、今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施するようお願いします(必ずしも学級担任等とのティーム・ティーチングである必要はありません)。

- なお、栄養教諭の免許を有しない学校栄養職員が、学級活動として位置付けられる給食の時間における指導を行う場合については、学級担任等とのティーム・ティーチングにより実施することになります。ただし、「食」に関する指導の充実について(通知)(平成10年6月12日 文部省体育局長通知)で示しているように、特別非常勤講師として学校栄養職員がこうした指導を単独で行うことは可能です。

(2) 栄養教諭による食の指導の充実について

- 栄養教諭の配置については、学校規模や学校給食の単独調理場方式と共同調理場方式の別、任命権者等の意向により異なっており、学校や共同調理場の地理的状況等もあいまって、栄養教諭による給食指導の頻度等も様々です。
- 一方、学校給食の管理のみならず、給食を活用した食に関する指導が栄養教諭の本来の職務であることを踏まえると、兼務校・巡回校の校数や本務校からこれらの学校への移動時間等を考慮しつつ、他の職員(実際の調理を担う学校給食調理員を含む)との業務内容の整理・分担を行った上で、各栄養教諭が週の大半(おおむね週4回以上を目安)において、給食を活用した食に関する指導に従事することが想定されます。
- なお、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、学級担任等と当該栄養教諭が、食物アレルギーを有する児童生徒又は特別な支援を必要とする児童生徒に関する配慮事項等の情報を共有しておくことが重要です。また、学級担任が給食の時間の一部を学級活動として位置付けた上で、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、指導計画の作成や評価に当たり、情報共有等の連携が求められます。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

77

6 評価について

評価

食育の評価には食育の推進に対する評価と個々の食育の学習(教科等における食に関する指導)に対する評価があります。

食育の推進に対する評価については、

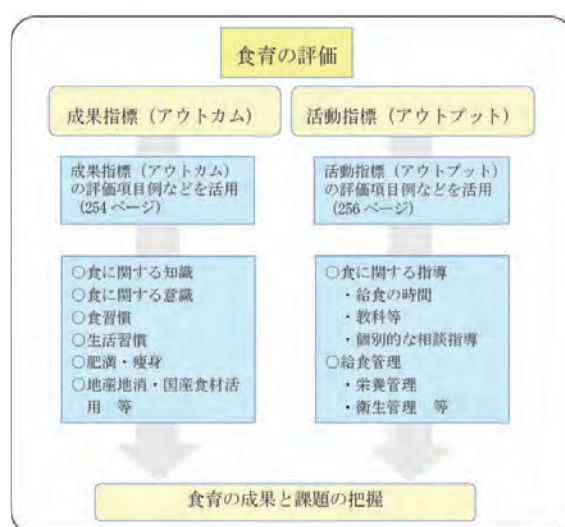
○成果指標(アウトカム)の評価

子供や子供を取り巻く環境の変化の評価

○活動指標(アウトプット)の評価

活動(実施)状況の評価

評価には、数値による量的な評価と数値に表すのが難しい質的な評価があります。



※評価は食育の成果と課題を把握し、食育推進の改善を図るために行う



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

78

6 評価について

評価

食育の推進に対する評価

学校の食育推進に対する評価

○成果指標の評価
○活動指標の評価

(積み重ね)

○各教科等における評価
1時間ごとに評価項目を決めて授業を実施している。
→ 結果、評定を出す際の材料となる。
○食育の視点に対する評価
最終的な全体評価(成果指標)の材料となり得る。(一人一人の子どもの成果を集めた割合など...) 授業毎のノート、ワークシート、発言等をチェックする。

1時間毎の「食育の視点」に対する評価の積み重ねが年間を通した食育の推進に対する評価へとつながる

※教科等における評価方法を理解する
→ 学校の授業研究会等に参加

個々の学習に対する評価

1時間の授業における評価

○当該教科で実施すべき評価(※3観点)



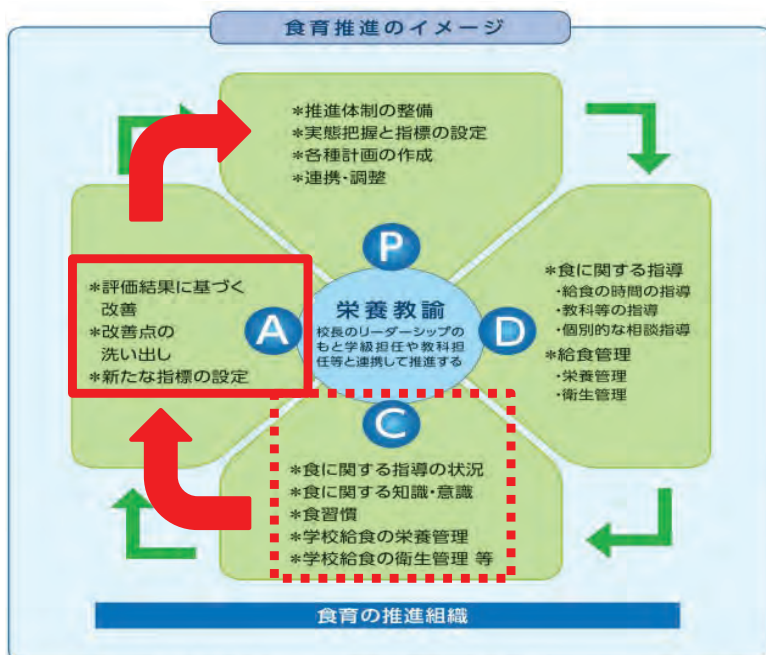
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

79

6 評価について

見直し



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(文部科学省、平成29年3月)

各学校において食育を推進する際には、「計画(P)」「実践(D)」「評価(C)」「改善(A)」のPDCAサイクルに基づいて行います。PDCAサイクルに基づいて行うことで、よりよい食育を推進することが可能となります。

改善(Act)の目的は、評価(Check)の結果を踏まえて、計画や実践を見直し、より良い食育計画を作成することです。評価(Check)が年度ごとと実践の取組ごとの評価があるように、改善(Act)も、それぞれの評価に伴い、年度ごとと実践の取組ごとに実施されます。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

80

6 評価について

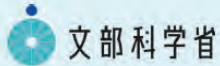
見直し

〈学校評価〉

食育の評価を実施する中で把握した食育の成果や課題について教職員が共通理解を図り、「学校評価」を行う際の基礎資料として活用することが可能です。また、「学校評価」の中に「食育」を位置付けることは、食育に対する教職員の認識を高め、保護者や地域との連携を促進するなど、学校における食育の推進につながります。

「学校評価」は学校教育法に基づくもので、教職員が行う「自己評価」、保護者・地域住民などが行う「学校関係者評価」、外部の専門家等が行う「第三者評価」がありますが、まずは、「自己評価」（教職員による評価）を基本とし、必要に応じて、「学校関係者評価」や「第三者評価」など保護者、地域の方々、外部の専門家等にも協力を得ながら評価を行います。

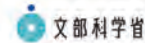
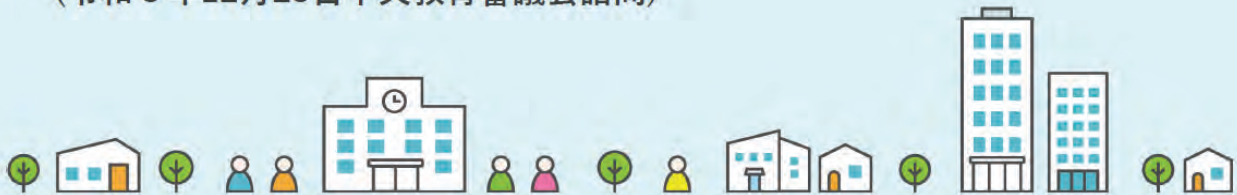




諮問のポイント：詳細版

初等中等教育における 教育課程の基準等の 在り方について

(令和6年12月25日中央教育審議会諮問)



文部科学省ホームページ

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingiji/chukyo/chukyo0foushin/mext_00003.html



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

83

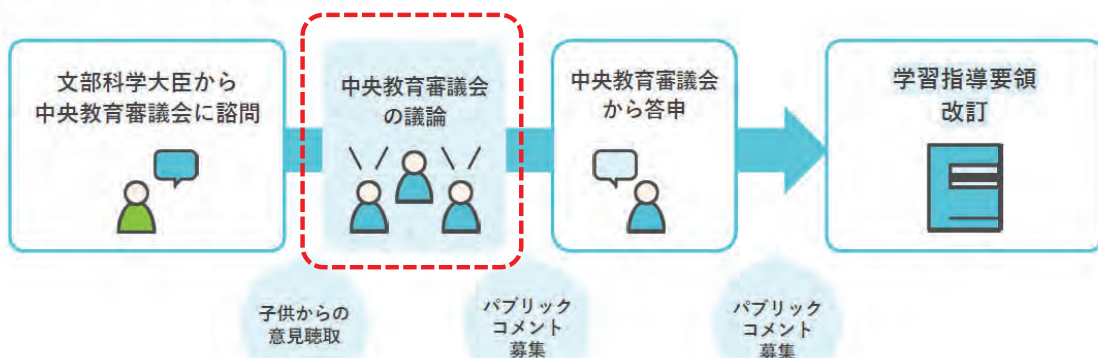
学習指導要領はどのようにして改訂されるのか

学習指導要領の改訂へ向けた議論が開始

令和6(2024)年12月25日の中央教育審議会諮問を受け、学習指導要領の改訂に向けた議論が始まりました。

改訂は約10年ごとに実施され、中央教育審議会での有識者等による議論や、パブリックコメントで一般の方からの意見募集を経て行われます。

学習指導要領改訂の大まかな流れ



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

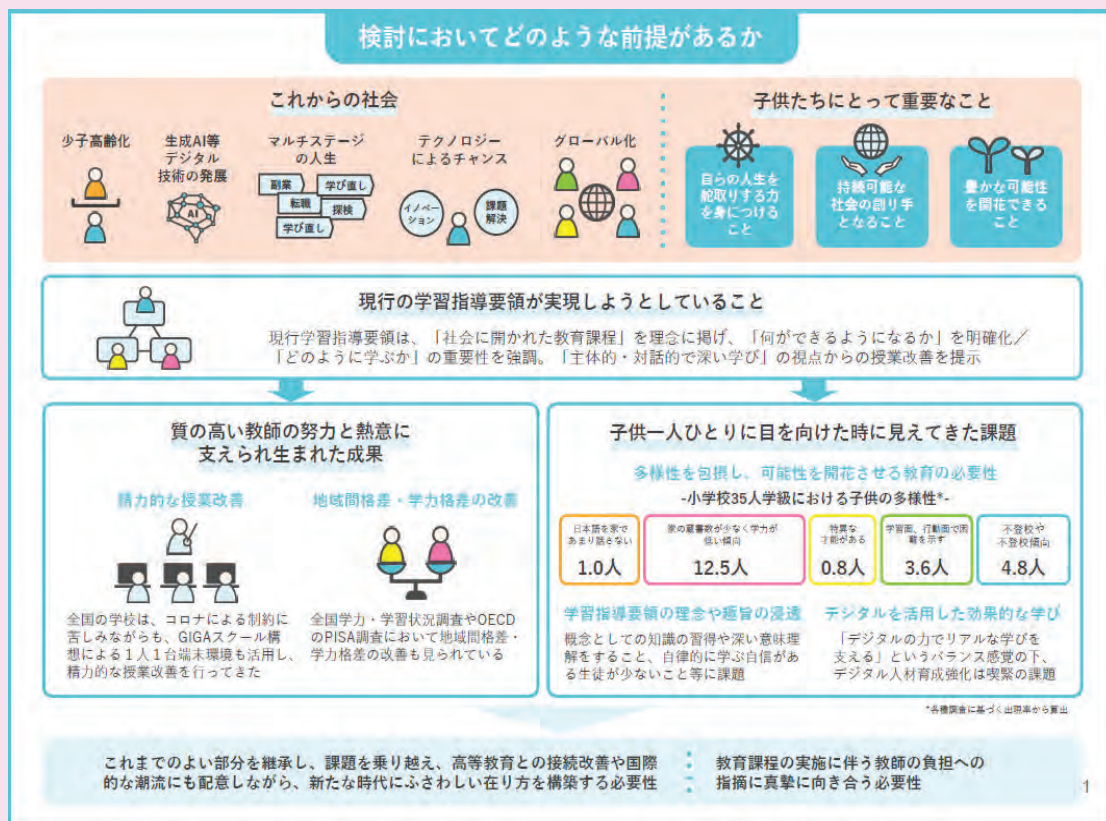
84

検討においてどのような前提があるのか

子供たちを取り巻くこれからの社会

少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等、社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっており、子供たちは激しい変化が止まることのない時代を生きることになる。

学習指導要領改訂について



どのような論点について検討するのか

1 質の高い授業づくりに直結する 分かりやすい学習指導要領にするには



各教科等の中核的な概念等が
分かりやすい構造化の方策

表形式やデジタル
を活用した示し方

重要な理念の関係
性の整理のし方

デジタル学習基盤を前提とした
資質・能力の示し方

学習評価の在り方

2 多様な子供たちを包摂する、教育課程の柔軟な対応とは



子供による学びの自己調整
と教師の指導性の在り方

教師に「余白」を生み、教育の質の可能性の向
上に資する可能性も含めた、子供たちが輝く柔
軟な教育課程編成の促進の在り方

全日制・定時制・通信制を
含めた高等学校の諸制度の
改善の在り方

不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある
児童生徒を包摂する教育課程上の特例の在り方

3 教科等において改訂すべき点は何か



情報活用能力育成の
抜本的充実を図る方策

質の高い探究的な
学びの在り方

文理横断・文理融合の
観点からの改善の在り方

生成AIの活用を含む今後の
外国語教育の在り方

教育基本法、学校教育法等に加え、こども
基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会
参画するための教育の改善の在り方

高等学校教育の
改善の在り方

質の高い特別支援教
育の在り方

幼児教育と小学校教
育との円滑な接続の
改善の在り方

4 過度な負担を生じさせずに趣旨を実現するには



学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書も含めた授業作りの
実態等を全体として捉えた上での、教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感
が生じにくい方策

教科書の内容や分量、
デジタル教科書の在り方

教育委員会への支援強化、指導主事
等の資質・能力の向上の在り方

学習指導要領の趣旨・内容について、
社会全体に浸透を促す方法の在り方

現在以上に増加させないことを前提
とした年間の標準総授業時数の在り方

情報技術など変化の激しい分野で
最新の教育内容を扱うことを可能
とするための方策

地域や家庭との連携・協働を促進し
つつ、カリキュラム・マネジメント
を実質化する方策

2



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

87

教育者として『情熱』と
『信念』を持って、食育の
推進を『継続』していきま
しょう!!



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

88

ご清聴
ありがとうございました



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN